

平成27年9月1日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成27年9月1日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社武元重機 代表者武元俊二
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 兵庫県篠山市藤之木528-2 (東京営業所) 東京都江東区東陽4-8-10-704
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	平成27年5月27日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成27年9月1日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局山梨運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成27年9月1日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社レンタカー・ユー 代表者高石謙治
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県南アルプス市上市之瀬76-1 (本社営業所) 山梨県南アルプス市上市之瀬76-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第4項
(6) 違反行為の概要	平成27年7月24日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第4項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)